

用語解説

全国学力・学習状況調査（P14）

平成19年度から日本全国の小・中学校の最高学年（小学校6年生・中学校3年生）を対象とするもので、学力・学習状況の把握・分析と教育の結果を検証し、改善を図ることを目的として行われるテストのことです。毎年4月に実施しており、一般に「全国学力テスト」とも呼ばれますが、学力・学習状況の調査的性格のあるテストです。

標準学力検査（P14）

児童生徒の学習の定着状況を診断するために用いる共通の標準テストです。文部科学省の「全国学力・学習状況調査」とは異なり、市販されているものを活用します。

平取町特別支援教育連携協議会（ニシパネット）（P15）

特別な教育的支援を必要とする乳幼児、児童、生徒の実態を把握し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談・支援体制や総合的な協議及び調整を図る組織で、通称「ニシパネット」と呼んでいます。

パートナーティーチャー派遣事業（P15）

教育上特別の支援を必要とする児童生徒の教育に関し、助言又は援助を行うため、特別支援学校の教員を小・中学校等へ派遣し、担任教員などに学習指導の進め方や指導計画に係る支援を行うことを目的とします。

ALT（外国語指導助手）（P16）

Assistant Language Teacher の略。外国人の外国語指導助手で、平成28年度からは平取町で2名採用し、町内小・中学校へ派遣しています。

コミュニケーション能力（P16）

人間同士が、思想・感情等を伝え合う能力。その手段として、言葉・身振り・文字・絵・メールなど様々なものが使われます。また、グローバル社会の中では、文化が異なることで、価値観やものに対する考え方も違ってきますが、お互いのカルチャーやバックグラウンドの違いを、どこまで許容できるかが問われています。

GIGAスクール構想（P16）

児童生徒向けの1人1台タブレット端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

ＩＣＴ教育（P16）

学校の情報通信技術（Information and Communications Technology）の環境整備を図るもの。教育用及び校務用のパソコン、校内ＬＡＮの設備等を行い、分かりやすい授業の実現、子ども達の情報活用能力の育成を図るものです。

プログラミング教育（P16）

令和2年度から新学習指導要領により小学校で必修となりました。プログラミング的思考（活動の実現のために要素の組み合わせを論理的に思考する力）を育てるためのもので、自分で論理的に考える力や、物事を順序だてて考える力を育てるものです。プログラミング教育とはいっても、コンピュータのプログラマーを目指すわけではなく、あくまでも論理的思考能力を身につけるためのものです。

キャリア教育（P16）

子ども達が将来、社会人・職業人として、主体的に自分の人生を生きるために必要な能力や態度を子ども達の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて組織的・系統的に育む教育。

キャリア・ノート（P16）

学んだことや自分の成長を記録し、自分を見つめることで、将来の夢や目標を見つけて、それをかなえるための計画を立て、それに向かって進んでいく力を育成することを目的として作るノート。

特別の教科 道徳（P17）

これまで教科外活動という位置だった「道徳」が、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から教科化されました。「教科」とは、教科書を使用し、教科ごとの免許があり、数値による評価を行うものを言いますが、道徳については、数値による評価を行わず、担任が担当することから、特に「特別の教科」という新たな位置づけが設けられました。

ふるさと教育（P17）

地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源を活用し、家庭・学校・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもを育むことを目的としています。

平取町いじめ防止基本方針（P18）

家庭、学校、地域及び町等の連携を図る中で、いじめの未然防止及び早期発見に努めるための基本方針を、平成27年12月に教育委員会が定めたものです。

中1ギャップ（P18）

小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめず不登校になったり、いじめが増加するという現象。

新体力テスト（P18）

文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に実施する調査である。

テスト項目は年齢区分により異なるが、小・中学校では、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・50m走・立ち幅とび・ハンドボール投げ・持久走（又は20mシャトルラン）となっている。

アクティブ・ラーニング（P21）

「主体的、対話的で深い学び」とも呼ばれる学習スタイルで、学習者が能動的に学習に取り組む学習法の総称。授業を聞くだけでなく、自らが考え積極的に授業運営に参加していくことで、確かな学習効果を得られる手法とされています。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（P22）

学校と保護者や地域の皆さんとともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映することで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

学校運営協議会の主な役割

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

平取高等学校振興支援協議会（P25）

平取高等学校が少子化及び進路志向の多様化等により、存続の危機にあることを広く町民に訴えるとともに、振興発展をめざすうえで必要とする支援策等を協議する組織です。

地域学校協働活動（P26）

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、取り組む活動。

放課後子ども教室・児童クラブ（P27）

文部科学省と厚生労働省が連携して実施している「放課後子どもプラン推進事業」のうち、文部科学省が担当している事業が「放課後子ども教室」、厚生労働省で担当している事業が「児童クラブ」。

「放課後子ども教室」は、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施し、町内では、紫雲古津地区、二風谷地区及び貴氣別地区の3カ所で週5日開設しています。

「児童クラブ」は、共働き家庭の児童（小学校おおむね1～3年生）を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供するもので、本町と振内町で月曜日から土曜日まで開設しています。

ブックスタート（P27）

各地域の乳幼児健診等の機会に、赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくることを目的とする活動。市区町村単位の活動として、各地域内で連携して実施されることが多い。

町民芸術劇場（P30）

芸術鑑賞を通し、潤いと生きがいといった心の豊かさの醸成を図るため、平成25年度より中央公民館において隔年実施している。

レファレンスサービス（P34）

何らかの情報を求める利用者からの質問・要求に対して、回答として情報そのものを提供したり、その回答が書かれている（出ている）情報源を指示・提供することを主な内容とするサービス。また、こうしたサービスを支えるための資料や情報源の整備、図書館の利用案内業務なども含まれます。

平取地域イオル再生事業（P37）

自然と共生してきたアイヌ民族の伝統的な生活の場（イオル）をイメージし、個別の伝承活動に必要な自然素材の育成や体験空間などを形成する取り組み。平取町では平成20年度から事業が行われています。

旧マンロー邸（P37）

英国スコットランド出身の医師で、人類学者であるニール・ゴードン・マンロー博士が、昭和8年二風谷に建築した洋風の邸宅で、アイヌ文化の研究と地域の診療活動を行っていました。現在は、北海道大学文学部二風谷研究室として利用されています。平成12年5月には国の登録有形文化財に指定されました。

二風谷遺跡群出土品（P37）

二風谷ダム建設に伴い発掘調査された「ユオイチャシ跡・ポロモイチャシ跡・二風谷遺跡」の出土品の多くが「15～17世紀のアイヌ民族の生活実態を示すうえで学術的な価値が高い」ことから、代表的な出土品123点を「二風谷遺跡群出土品」として平成24年3月に北海道指定有形文化財(考古資料)に指定されました。

北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション（P38）

二風谷のアイヌ研究者である故萱野茂氏が、昭和28年頃から約半世紀かけて収集したアイヌ生活用具の一括コレクション。平成14年2月に1,121点が国の重要有形民俗文化財に指定されました。

名勝ピリカノカ「幌尻岳（ポロシリ）」「オキクルミのチャシ及びムイノカ」（P38）

アイヌ文化に関連する代表的な場所（名勝候補地）の総称を「ピリカノカ」（アイヌ語で「美しい・形」の意）と表し、国の名勝指定が道内各地で進められている。平取町では「幌尻岳（ポロシリ）」「オキクルミのチャシ及びムイノカ」（平成26年3月）の2ヶ所が指定されています。

重要文化的景観「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」（P38）

文化的景観とは「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景勝地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」と定義されています。文化財の価値が特に重要な重要文化的景観として、平取町では「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」が平成19年7月、国によって全国3番目に選定されました。その後、さらに平成28年3月と平成30年10月に追加選定されています。

開拓財産（P40）

これまで町民から寄贈された近・現代における農林業及び生活全般にわたる開拓資料。

平取町教育推進計画策定委員会委員名簿

No	役職名	氏名	所属	備考
1	委員長	遠藤壽則	平取町生涯学習委員会委員長	
2	職務代理者	小西昭徳	平取町生涯学習委員会委員 (平取町校長会代表)	振内中学校長
3		佐々木周惠	平取町生涯学習委員会副委員長	
4		遠藤すみえ	平取町生涯学習委員会委員 (社会教育部会長)	
5		坂下晋章	平取町生涯学習委員会委員 (健康づくり・スポーツ部会長)	平取町スポーツ連盟理事長
6		村上一彦	平取町生涯学習委員会委員 (青少年健全育成部会長)	
7		川上貴大	平取町PTA連合会会长	貫気別小学校
8		橋淳子	J Aびらとり女性部長	
9		松澤以久子	平取町文化連盟会長	
10		互野慎一	一般公募	

平取町教育推進計画策定会議委員名簿

No	役職名	氏名	所属	備考
1	会長	庄野剛	教育長	
2	委員	中原章之	総務課長	
3	委員	山田基生	まちづくり課長	
4	委員	水谷安男	保健福祉課長	
5	委員	加藤三明	産業課長	
6	委員	松島和寿	アイヌ施策推進課長	
7	委員	貝澤美知子	まちづくり課主幹 (地域戦略担当)	

平取町教育推進計画策定事務局員名簿

No	役職名	氏名	所屬	備考
1	事務局長	津川貴晃	生涯学習課長	
2	事務局員	森岡健治	文化財課長	
3		坂本直司	生涯学習課学指導主事	
4		杉山邦広	文化財課主幹兼博物館管理係長	
5		長田佳宏	文化財課主幹兼文化財係長	
6		三浦武史	生涯学習課主幹兼管理係長	
7		清水浩	図書館主幹兼庶務係長兼奉仕係長	
8		川端誠	生涯学習課社会体育係長	
9		大竹孝広	生涯学習課学校教育係長	
10		江谷真人	生涯学習課社会教育係長	
11		閑根健司	生涯学習課学校教育係主査	
12		森健太郎	生涯学習課社会教育係社会教育主事	
13		本田卓也	文化財課埋蔵文化財係	

平取町教育推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平取町教育推進計画の策定を行う平取町教育推進計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会の諮問に応じ、平取町教育推進計画の策定を行い、本町の教育を円滑に推進するため、平取町教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（1）平取町教育推進計画の策定に関すること。

（2）その他計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学校教育に関する機関又は団体に所属する者

（2）生涯学習に関する機関又は団体に所属する者

（3）公募による者

（4）その他教育委員会が適当であると認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平取町教育推進計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月8日から施行する。

平取町教育推進計画策定会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平取町教育推進計画の策定を行う平取町教育推進計画策定会議の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 平取町教育推進計画を策定するため、平取町教育推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 策定会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 平取町教育推進計画の策定に関すること

(2) その他計画の策定に関し必要なこと

(組織)

第4条 策定会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第5条 策定会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 策定会議の事務局を教育委員会に置く。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

役職名	職名
1 会長	教育長
2 委員	総務課長
3 委員	まちづくり課長
4 委員	保健福祉課長
5 委員	産業課長
6 委員	アイヌ施策推進課長
7 委員	まちづくり課主幹（地域戦略担当）

平取町教育推進計画策定の経過等

年　月　日	事　項　等	内　容
令和2年　5月　15日	教育推進計画策定委員会委員の公募	まちだより・町HP掲載
7月　29日	教育推進計画策定事務局打合せ	▶策定方針 ▶スケジュール
9月　11日	第1回事務局会議	▶計画策定検討課程等 ▶点検、評価 ▶計画策定の考え方等
9月　11日	教育推進計画策定委員会委員の委嘱通知	▶委員10名
9月　25日	第1回策定委員会	▶計画策定の諮問 ▶委員長等の互選 ▶計画策定検討課程等 ▶計画策定の考え方等
10月　5日	第2回事務局会議	▶計画に係る総論、基本理念、基本目標、基本方向等
10月　14日	第1回策定会議	▶策定方針、スケジュール ▶計画に係る総論、基本理念、基本目標、基本方向等
10月　29日	第2回策定委員会	▶計画(H28～32)点検・評価 ▶教育推進計画案の検討
11月　6日	第3回事務局会議	▶策定委員会の意見を踏まえ 教育推進計画案の検討・作成
11月　19日	第2回策定会議	▶教育推進計画案の検討
令和3年　1月　12日	第3回策定委員会	▶教育推進計画案の検討
1月　20日	第4回事務局会議	▶教育推進計画案の検討
1月　25日	第3回策定会議	▶教育推進計画案の検討
2月　4日	第4回策定委員会	▶教育推進計画案の決定・答申
2月　5日	パブリックコメント募集	▶2月15日まで
2月　18日	第2回教育委員会	▶教育推進計画決定

平取町教育推進計画

令和3年3月編集

発行・印刷 平取町教育委員会